

第 58 回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

日 時 令和 7 年 3 月 17 日(月)～3 月 25 日(火)

場 所 書面開催

意見を求めた範囲

放射能対策会議委員 市長、副市長、教育長、水道事業管理者、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、教育総務部長
放射能対策会議幹事 健康づくり支援課長、保育課長、子ども支援課長、手賀沼課長、農政課長、公園緑地課長、水道局工務課長、教育委員会総務課長

議 題

【報告事項】

○ 令和 6 年度放射能対策事業の取組状況について(生活衛生課生活環境係)

生活衛生課生活環境係から、令和 6 年度の取組状況を提示した。
空間線量の測定(子どもが多く利用する施設等の放射線量測定)は環境省依頼の調査を実施したため実施していない。手賀沼沿いでの空間線量測定は実施。その他の事業は放射線量測定器の貸出、クリーンセンターでの放射性物質検査、食品・飲用水の放射性物質検査(上水道の浄水と原水、農産物、市民が持込む食品等)、甲状腺検査費用の一部助成。

参考資料

資料1 「放射能対策 令和 6 年度の取組状況」

○ 除去土壌の埋立処分基準(案)について(生活衛生課生活環境係)

環境省で令和 7 年度に決定される予定の除去土壌の埋立処分基準(案)について資料を説明した。

参考資料

資料 2 除去土壌の埋立処分基準(案)について

【決定事項】

○ 令和7年度の放射能対策事業について(生活衛生課生活環境係)

事務局(生活衛生課生活環境係)から次のとおり提案した。
平成26年1月に公共施設・民有地の除染が完了し11年が経過し、放射性物質の空間線

量などは影響のないものとなってきた。また、手賀沼底質の放射性物質濃度に低減がみられ、令和5年3月には手賀沼流域のウナギ、6年10月には全魚種の出荷制限が解除された。

このような状況をうけ令和3年度以降大幅な事業の終了や見直し・縮小を図っている。

一方、平成27年度以降環境省で検討してきた除染土壌の処分基準が令和7年度中に策定される予定だが、その対応を検討する必要がある。

以上のような状況を踏まえ令和7年度の放射能対策を次のように進めていく。

- (1) 令和7年度の放射能対策は、引き続き前年度の事業を実施するものの、状況に応じ事業の縮小を図っていく。

◆空間線量の測定の内「子どもが多く利用する施設等の定期的な放射線量測定」を令和6年度で終了。

- (2) 除染を実施した施設で埋設保管している除去土壌の処分については同様な状況にある近隣市の状況を踏まえ対応を検討していく。

参考資料

資料3 「令和7年度の放射能対策事業について(案)」

- 令和7年度の放射能対策事業について以上のとおり実施することによろしいか。

以上